

### 市長の資産等報告書等の閲覧

市では、「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された市長の資産等報告書等、所得等報告書および関連会社等報告書を公開しています。これらの報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することができます。

### 閲覧場所情報公開コーナー

(市役所第二庁舎6階)  
☎総務課情報公開係 (☎042-387-9926)

### 政治家の寄附は禁止 寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を

7・8月を中心に「政治家の寄附禁止」の啓発活動を行います。

### 「政治家は贈らない 有権者は求めない」

政治家(候補者、候補者になろうとしている者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体にお金や品物を贈ることは、法律で禁止されています。また、政治家に寄附を求めることも禁止されています。

### 私道部分の 非課税扱いの申請を

令和3年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和3年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非

課税となっている私道は、申請の必要はありません。  
■申告期限令和3年2月1日(月)

### ご利用ください

市所定の申請書(資産税課で配布)に必要事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9821)へ

### 「こがねい仕事ネット」

市では、雇用促進と就労支援の目的で、小金井市および近隣の求人情報や事業者情報、仕事に関する講座・イベント等の情報を無料で提供するホームページを開設しています。

【仕事をお探しの方】 パソコンや携帯電話を利用して、求人情報を簡単に閲覧できます。

【事業者の方】 サイトの事業者登録ページから事業者登録申請手続きを行ってください。

審査を経てIDとパスワードを取得した後は、いつでも求人情報等の登録・変更・削除ができます。

ホームページURL: <https://koganei-s.net/>

### パートナーからの暴力に悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

相談先	
企画政策課男女共同参画室	042-387-9853
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232
警視庁総合相談センター	03-3501-0110
東京都女性相談センター(夜間・緊急時)	03-5261-3911

☎企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)

### お詫言と訂正

市報6月15日号3・4面に掲載の「令和元年度下半期財政状況のあらまし」の記載に一部誤りがありました。

▽3面、市有財産の文中

【誤】市有財産の現在高は929億1千386万9千円となり

【正】市有財産の現在高は929億1千473万円となり

▽4面、図6中

【誤】物品、17億2千165万9千円

【正】物品、17億2千252万円 お詫びして訂正します。

☎財政課財政係 (☎042-387-9802)

## 国民年金に関するお知らせ

### 〈令和2年度国民年金 保険料免除・納付猶予 申請を7月から受け付け〉

経済的な理由で保険料の納付が困難な方が、申請することにより保険料免除・納付猶予となる制度です。(学生を除く)

### 【免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年中の所得が一定基準以下の場合、申請が承認されれば、保険料の全額または一部の納付が免除される制度です。

免除が承認された期間は受給資格期間に算入されます。なお、一部免除となった方が、残りの保険料を納付しないことと免除が無効となり、将来の老齢基礎年金受給額に反映されませんので、ご注意ください。

### 【納付猶予制度】

50歳未満の方を対象に、世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請が承認されれば、保険料納付が猶予される制度です。

■対象期間 7月(令和3年6月)および申請月の2年1か月前の分まで

■必要書類 △年金手帳 △失業などによる場合は、離職票・雇用保険受給資格者証等

※令和元年度に、全額免除または納付猶予が承認され(失業等を事由とする特例承認を

除く)、翌年度以降も継続申請された方は、令和2年度の申請の必要はありません  
☎立川年金事務所 (☎042-521-0352)

### 〈国民年金は60歳以降でも加入できます〉

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなくてはならない制度です。

原則10年以上(免除承認期間等を含む)保険料を納めると65歳から老齢基礎年金を受け取ることができます。万一、10年に満たないと、将来年金を受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

60歳の時点で、老齢基礎年金を受給できる加入期間を満たしていない方、未加入期間があり老齢基礎年金受給額が満額とならない方は、申し出のあった月から65歳到達の前月までの期間、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。

(老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は加入できません)

また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達の前月までの間で、年金を受給できる加入期間を満たすまで任意加入することができます。

納付方法は、原則口座振替となります。加入希望の方は、国民年金係の窓口までお越しください。

### ◇共通◇

☎保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9844)

## 令和2年度 会計年度任用職員・任期付職員募集

■採用予定日 ①8月1日(土) ②8月20日(木)

	業務名	月額報酬	募集人数	要項配布申
①	任期付	保育士(育児休業代替)	3人	7月7日(火)までに職員課へ。郵送の場合は6日必着
		給食調理(育児休業代替)	1人	
		施設管理業務(休日・夜間窓口等)	1人	
		保育園給食調理業務	2人	
		保育園看護業務	2人	
②	会計年度任用	母子・父子自立支援プログラム策定員兼母子・父子自立支援員兼婦人相談員業務	1人	7月2日(木)までに直接、職員課へ
		一般事務(市民税賦課業務)	3人	
③	会計年度任用	学校給食調理補助業務	1人	7月31日(金)(必着)までに庶務課へ

他▷資格要件等詳細は、市ホームページをご覧ください▷要項は市ホームページからもダウンロードできます

☎①職員課人事研修係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階☎042-387-9808) ②庶務課庶務係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階☎042-387-9872)

## 令和2年度 会計年度任用職員(時給制)の登録者募集

登録された方の中から、必要に応じ、仕事を案内します。

■職種等 下表のとおり

■登録方法 所定の用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、職

員課で登録してください  
他詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください  
☎職員課人事研修係(市役所本庁舎1階☎042-387-9808)

主な職種	主な勤務時間	報酬額(時給)
保育士	午前8時30分～午後5時	1,240円
保育士補助業務	午前7時～11時 または午後3時30分～7時	1,200円
栄養士	午前8時15分～午後4時45分	1,260円
給食調理	午前8時15分～午後0時15分(土曜日のみ)	1,110円